

# ブラジルにおける司法取引 (1)

神 代 貢 志

はじめに

1. 総説
  2. 組織犯罪法
  3. パウロ・ホベルト・コスタによる合意書 (以上本号)
  4. 司法取引とブラジル訴訟構造
  5. 起訴法定主義と刑の免除
  6. ブラジル国内における議論
- むすびにかえて

はじめに

2015 年は、我が国がブラジルと外交関係を樹立してから 120 周年にあたり、これを記念する様々な行事・事業が両国で行われるなど、大いに盛り上がりを見せた。ブラジルは、世界で最も親日的な国の一つであり、両国関係は今後もますます緊密なものとなっていくであろう。

今日におけるブラジル国内最大の関心事の一つは、公営石油会社ペトロbrasを中心とした巨大汚職事件「ペトロロン」と、その捜査「ラヴァ・ジャット作戦 (operação lava jato)<sup>(1)</sup>」であろう。既に現職議員、大企業の役員等を含む多数の者が立件されており、なおも捜査は継続中である。2016 年 3 月には、ついに前大統領が捜査の対象となり、勾留が請求されるに至った。なり振りかまわぬかつての反軍政の英雄は、官房長官に就任し、閣僚の地位を得ることで、通常の裁判管轄から逃れることを画策したが<sup>(2)</sup>、連邦最高裁はこ

---

(1) 直訳で「ジェット洗浄作戦」の意。

の任命を差し止める暫定令を出している。さらには、現職大統領の汚職への関与・捜査妨害も囁かれ、現政権の危機的状況に拍車がかかっているその一方では、これを好機とばかりに大統領弾劾運動を主導する下院議長も起訴されるなど、ブラジル内政はもはやカオスの様相を呈している。これほどまでに巨大な規模の汚職事件捜査は、世界にも比肩するものはわずかに思える。ブラジル国民は大いに怒っている。政府に対する抗議運動の参加人数は、歴史上最大を数えた。

ラヴァ・ジャット作戦で逮捕されたネウマ・コダマの（捨て台詞まがいの）言によれば、「ブラジルは汚職で動いている」「汚職の輪が切れたから経済危機や景気後退が起きた」のだそうだ<sup>(3)</sup>。その言葉の真偽はともかく、BRICSに数えられるブラジルの好景気も今は昔のこと、捜査に伴う政情不安を一因としてリセッションに陥ったことは確かなようである<sup>(4)</sup>。このあおりを受けて、外国資本の工場が閉鎖に追い込まれていることなどを鑑みれば、ブラジル国内の刑事事件が、世界経済に影響を与えているとも言えるだろう<sup>(5)</sup>。多くのブラジル進出企業を抱える我が国にとっても、地球の裏側での出来事とはいえ、対岸の火事ではない<sup>(6)</sup>。

ラヴァ・ジャット作戦の捜査においては、ブラジル版司法取引とも言えるデラソン・プレミアダ（*delação premiada*）、コラボラソン・プレミアダ（*colaboração premiada*）と呼ばれる二つの制度が運用されている。ラヴァ・

---

(2) 閣僚となれば公職特権を有することになり、これを扱う訴訟については連邦最高裁判所の専属管轄となる。

(3) <http://www.nikkeishimbun.jp/2015/150627-k1especial.html>

(4) 司法取引を用いた捜査を指揮するパラナ連邦地裁のセルジオ・モロ判事はラヴァ・ジャット作戦が経済危機の一因であるという見方を否定している。汚職発覚によって見せかけの好景気が暴かれただけ、というわけである <http://www.nikkeishimbun.jp/2016/160312-column.html>。

(5) とはいえ、捜査対象には、マネーロンダリング等、ブラジル国内だけで完結していない国越的な犯罪も含まれている。

ジャット作戦の当初の目的は、汚職捜査ではなく、全国規模の組織的な資金洗浄計画を取り締まることだったという。そこで逮捕された被告人の一人が司法取引に応じたことで、ペトロブラスが絡む大型汚職事件の発覚につながり、ついにはブラジル政府を揺るがす事態となったのである。司法取引の運用がなければ、ラヴァ・ジャット作戦はこれほどまでに成果を上げることはできなかつたであろう。本稿においては、一国の刑事制度上の制度でありながら、世界に影響を及ぼしているブラジル版司法取引の概要を見ることとし、制度を取り巻くブラジル国内の議論を紹介することとしたい。

## 1. 総説

### 1.1 概念

本稿では、デラソン・プレミアダとコラボラソン・プレミアダの両制度をブラジル版司法取引とする。両制度の共通する点を抜き出してみると、「当局が、刑罰の減軽あるいは免除といった一定の利益を被疑者・被告人等に供与する代わりに、共犯者や犯罪組織のヒエラルキア (hierarquia) 等、犯罪の捜査や抑止など刑事司法上の利益に資する情報を提供させる制度」であると言える。我が国においても、「司法取引」という日本語の定義は必ずしも明確とは言えないが、「当局による寛大処分と引き換えに、被疑者・被告人による一定の権利放棄・有罪の自認を誘引する司法制度<sup>(7)</sup>」という定義に照らせば、デラソン・プレミアダ、コラボラソン・プレミアダはこれに該当する。故に

---

(6) 現に、ペトロブラスが沖縄での事業を撤退させたことに伴い、子会社である南西石油の石油精製事業が中止された。ブラジル国内においても、日本企業も出資する複数の造船企業が人員整理、契約破棄を余儀なくされるなど苦境に立っているが、この主因は取引相手のペトロブラス子会社セツテがラヴァ・ジャット作戦の捜査対象となった事などから各社への支払いが滞ったことである。

(7) 山口直也「刑事訴訟構造と取引的司法」刑法雑誌 54 卷1号 95 頁 (2014)

両制度はブラジル版司法取引と言ってよい<sup>(8)</sup>。

司法取引には自らが行った犯罪について罪を認める事と引き換えに当局から報酬を得る自己負罪型のものと、他人の罪を認める事で報酬を得る捜査・公判協力型のものがあるが、ブラジル版司法取引は後者に該当する。

それでは、デラソン・プレミアダとコラボラソン・プレミアダの違いは何であろうか。デラソン・プレミアダは直訳で「報酬付の告発」、コラボラソン・プレミアダは直訳で「報酬付の協力」をそれぞれ意味する。狭義ではデラソン（*delação*）という言葉には第三者を密告するという裏切り（*traição*）の要素が含まれるとされるが、コラボラソン（*colaboração*）という言葉にはこれが含まれないため、ブラジル人の中にもデラソン・プレミアダは捜査・公判協力型の取引で、コラボラソン・プレミアダは自己負罪型の取引であると理解する者がいるようであるが、これは誤りあるように思われる。コラボラソン・プレミアダの定義を、「他の犯罪が起こることを防ぐために当局に罪を告白する被告人の刑事訴訟への協力、又は他の犯罪組織の構成員に対する証拠の収集のために当局に対して具体的な手助けを行うこと」とするものがある<sup>(9)</sup>。前者については、自白を伴っているので、一見自己負罪型の取引に思

---

(8) 米国司法取引に関して造詣の深い宇川春彦による司法取引の定義は、「検察官の訴追裁量権の行使が、被告人との合意に基づき、訴追協力の見返りとして取引的に行われること」であり、ことに検察官の訴追裁量が司法取引の根拠であることが強調される。宇川春彦「司法取引を考える（1）」判例時報 1538 号 40 頁（2010）。これに照らせば、*delação premiada, colaboração premiada* は司法取引に当たらないことになる。ブラジルにおいては起訴法定主義が採用されており、検察官には、米国のように広範な訴追裁量権が認められているわけではないからである。ARAÚJO REIS, Alexandre Cebrian ;RIOS GONÇALVES, Victor Eduardo. *Direito processual penal esquematizado*. 3ª edição. São Paulo : Saraiva, 2014. p87. ISBN978-85-02-21445-3 しかし、我が国の学会においては、必ずしも宇川の定義に限らず、起訴法定主義を採用するドイツのような国における取引的制度も同一の場で議論が行われている。司法取引について比較法的考察を加えるうえでは、より広い山口の定義を採用するのが良いように思われる。

(9) ARAÚJO REIS, Alexandre Cebrian ;RIOS GONÇALVES, Victor Eduardo. *op cit.* p570.

われるかもしれないが、単に自らの罪について自認するのみでは報酬を得ることはない。結局は、他人が犯した罪の捜査・訴追に協力している点を評価されて報酬を得る制度であると言えるので、どちらも捜査・公判協力型の司法取引に該当する。現行法上の制度として、ブラジルに司法取引が導入されたのは1990年のことである<sup>(10)</sup>。この時点ではデラソン・プレミアダと呼称されていた。しかし、2013年組織犯罪法<sup>(11)</sup>では、同種の制度はコラボラソン・プレミアダとその名を変えている。ブラジルにおいては、仲間を裏切るという要素を含むデラソンという言葉にはかなりのネガティブな印象が伴うようである。立法に見られる制度名の変化は、*delação* という言葉から生じる制度へのネガティブなイメージを払拭し、立件の困難な組織的あるいは経済的犯罪解決への協力 (*colaboração*) である点を強く打ち出したい立法者の意向が反映された結果であろう。両制度の違いを意識した議論は、実際のところなされていないように思われる。両制度を運用したラヴァ・ジャット作戦の捜査状況は新聞やテレビ等のマスコミに連日報道がなされているが、そこでは両制度を区別せず、ひとえにデラソン・プレミアダと呼んでいる。一般的には、デラソン・プレミアダという呼称が広く浸透しているようである。コラボラソン・プレミアダという呼称は、実際に運用にあたる検察官や裁判官、それ

---

(10) 起源としては、1603年から1867年まで有効であったフィリッペ法典まで遡る。歴史上は、ポルトガル植民地時代、宗主国の支配から独立してブラジルを統治することを夢見て企てられた反逆計画「ミナスの陰謀」を鎮圧するために、司法取引が利用されたことが記録されている。MARTUCCI, Mariana Volpi; COIMBRA, Mário. *Delação premiada no direito brasileiro*. Encontro de iniciação científica, v. 6. n. 6, 2010. Disponível em <<http://intertemas.unitoledo.br/revista/index.php/ETIC/article/view/2418/1992>>. Acesso em 03 mar. 2016. 密告者の名はシルヴェリオ・ドス・サントス大佐で、彼は裁判を免れ、国庫に負う多額の債務を帳消しにしてもらう代わりに、仲間を当局に告発した。その後の裁判の結果、彼が告発した11人の被告人に死刑が宣告されたものの、そのうち10人は国王マリア1世によって終身流刑に減刑された。シッコ・アレンカール等、東明彦等訳『ブラジルの歴史』155～157頁(明石書店、2003)。

(11) lei nº12.850/13

に立法者等に用いられているように思われる。法律にデラソン・プレミアダとして規定があっても、これをコラボラソン・プレミアダと認識する者もあり<sup>(12)</sup>、呼称については個々の判断によるところが大きいのもかもしれない。区別して論じることは特に有益とも思われないので、日本語で理解するにあたっては、これらの両方を包含する司法取引という用語を用いるのが良いと思われる<sup>(13)</sup>。

ブラジルにおいて司法取引の導入が検討されるに至ったのは、米国やイタリア等において、犯罪組織の構成員を検挙するにあたり、取引的制度の運用が絶大な効果を発揮したことが注目されたためであるようだ<sup>(14)</sup>。ブラジルではデラソン・プレミアダの導入以前には、汚職やマネーロンダリング、組織犯罪による犯行が横行しているにも関わらず、これを検挙する手立てがほとんどなかったという。政治家や大企業の経営者といった上流階級の者たちは、刑罰とは無縁だったというわけである。ブラジル版司法取引の導入はこれらの犯罪の検挙を主目的とする。訴訟経済上の理由が主である台湾や<sup>(15)</sup>、取調べ以外の捜査手段を導入し冤罪を防ぐ事を主目的とする我が国とは事情を異

---

(12) LEMOS JÚNIOR, Arthur Pinto de; OLIVEIRA, Beatriz Lopez de. *Crime organizado e a lei nº 12.850/13*. São Paulo. Editora Verbatim, 2014.p43. ISBN 978-85-8399-001-7

(13) 日本版司法取引の導入を議論した法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の初期段階においては、司法取引という言葉が用いられて議論がなされていたが、その第10回会議において委員の内数名から用語の曖昧さが指摘され、それ以降では同制度を指して「協議・合意制度」という言葉が用いられるようになった。地球上の対遮地であるブラジルにおいても取引的制度の用語の正確性を巡って争いがある事実は大変興味深い。どの用語を用いるべきか、という議論にはそれぞれの立場により恣意的な解釈が見えなくもないため、ここでは正確な用語について争うことを望まないが、司法取引という言葉は広く一般に浸透している事実を鑑み、本稿ではあえて司法取引という用語を用いることとする。

(14) SOUZA, Fátima. *Delação premiada em outros países*. Disponível em <<http://pessoas.hsw.uol.com.br/delacao-premiada3.htm>> Acesso em 15 jun. 2016.

(15) 王兆鵬、榎本雅記（訳）「台湾刑事司法改革の成功」名城法学 55 卷 4 号 19 頁（2006）。

にする。

## 1.2 根拠条文

ブラジル国内法において、司法取引について言及したものは以下の通りである。

刑法 159 条 4 項 営利目的略取・誘拐罪

(Código penal, artigo 159, 4.º, extorsão mediante sequestro)

凶悪犯罪法

(Leis dos Crimes Hediondos, lei n.º. 8072/90, artigo 8.º, parágrafo único)

組織犯罪法

(Lei do Crime Organizado, lei n.º. 9034/95, artigo 6.º)

(2013 年付法令第 12850 号の制定により削除)

被害者及び証人保護法

(Lei de proteção a vítimas e testemunhas, lei n.º. 9.807/99, artigo 13 e 14, f)

資金洗浄法

(lei de lavagem de dinheiro, lei n.º. 9.613/98 artigos 1.º e 5.º)

(2012 年付法令第 12683 号の制定により削除)

薬物取締法

(Lei de Drogas, lei n.º 10.409/02)

資金洗浄法

(lei de lavagem de dinheiro, lei nº. 12.683/12)

## 組織犯罪法

(Lei do Crime Organizado, lei nº. 12.850/13)

以上の法律の中には、必ずしも「一定の場合に、デラソン・プレミアダ、コラボラソン・プレミアダを行いうる」というような条文にはなっておらず、「協力が得られた場合には、被告人に一定の報酬を与えることができる」といった条文になっていることが多い。また、与えることのできる報酬や要請される協力の内容は、条文ごとに異なっている。また「司法取引法」というように、制度を包括的に定めた法律が存在するわけでもない。デラソン・プレミアダ、コラボラソン・プレミアダという言葉が用いられるとしても、根拠条文が異なれば、その内容も異なるのである。

各法律の名称を見れば明らかなように、ブラジル版司法取引には対象犯罪が存在する。主に組織的な犯罪や、経済犯罪・金融犯罪等、検挙が難しく、司法取引が特に威力を発揮する種の犯罪に限られている。米国の司法取引のように刑法犯一般をその対象としているわけではない。

## 2. 組織犯罪法

前述した根拠条文の全てについて詳述するのは紙幅の都合もあり不可能であるので、本稿では主に、ラヴァ・ジャット作戦にも用いられている最新の法令である 2013 年付法令第 12850 号の組織犯罪法 (Lei do Crime Organizado, lei nº 12.850/13) に規定されるコラボラソン・プレミアダについて見ることにする。

本法律はその名の通り、組織性を有する犯罪に対する方策として制定された。それ以前に制定されていた 1995 年付法令 9034 号による組織犯罪法 (Lei

do Crime Organizado, lei nº. 9034/95) にとって代わるものである。

## 2.1 対象犯罪

一口に組織犯罪と言っても、その定義は学問領域、国家によって異なるので、本法における定義を確認することとしたい。

本法はその適応の対象とする犯罪組織を、「長期 4 年を超える刑罰が科され得るか又は国越的な性質を有する犯罪の実行によって、非公式な形で、直接又は間接的に、あらゆる形式の利益を得ることを目的とした 4 人以上の者によって結成された集団」と定義する<sup>(16)</sup>。

また同様に、「国際的な条約又は協定に規定される犯罪が、内国において着手され、外国において結果が発生するか、そのようにみなされた時、又はその反対に外国において着手され、内国において結果が発生するか、そのようにみなされた時」や<sup>(17)</sup>、「テロ支援活動、テロ行為の準備行為が、国内領土において発生する又は、発生し得る、ブラジルが当事国であるあらゆる国際法の規範に従って確認された国際テロ組織」に対しても適用される<sup>(18)</sup>。国際連合薬物犯罪事務所で反汚職・資金洗浄の専門家として働くインディラ・フェルナンデス弁護士は、今日における金融犯罪は、国内で完結することは少なく、国越的な性質を有しており、ある国家が単独で取り締まることは実質的に不可能であると指摘する<sup>(19)</sup>。こうした観点から、適用対象を国内で完結す

(16) CAPÍTULO I , Art.1º, § 1º.

(17) CAPÍTULO I , Art. 1º, § 2º, I

(18) CAPÍTULO I , Art. 1º, § 2º, II これまで、ブラジル国内の立法における犯罪組織の定義には、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約、いわゆるパレルモ条約が多大な影響を及ぼしてきた。変化がみられたのは、2012 年に資金洗浄法が制定されてからである。これによれば、「長期 4 年以上の刑罰が科され得る犯罪」という要件が追加された。本法においては、この部分について「長期 4 年を超える刑罰が科され得る」と微妙に変わっている。LEMOS JÚNIOR, Arthur Pinto de; OLIVEIRA, Beatriz Lopez de. *Op cit.* p16.

る犯罪に限定せず、国越的な犯罪にまで広げたのであろう。テロ行為が発生する場合のみならず、発生しうる（*possam ocorrer*）場合も適用対象としているのは、近時の国際情勢や起こり得る結果の重大性を鑑みた結果であろう。

また、本法はその2条の中で、刑の減輕・加重事由も規定している。例えば、犯罪組織の活動の中に銃火器の使用があった場合<sup>(20)</sup>、子ども（*criança*）や青年（*adolescente*）が参加していた場合<sup>(21)</sup>、公務員試験において犯罪があった場合には<sup>(22)</sup>、刑が加重される。

組織的な犯罪を検挙することの難しさは我が国においても指摘されるところであるが、ブラジルにおいては、連邦最高裁判所判事であるルイス・フクスが経済犯罪、特にカルテルによる犯罪の立証の難しさについて言及している<sup>(23)</sup>。本法は、他の犯罪と比べて発覚しにくい犯罪組織や大企業等による犯罪を検挙するために制定された法律であって、通常よりも強力な証拠の収集手段を導入するものである。しかし、強力な手段であるがゆえに、個人の権利を制限する部分も通常の証拠収集活動に比して大きくなるものであるため、立法によってコントロールがなされなければならない。適切な証拠収集手段については、常に議論がなされるべき事項である。組織犯罪法は、前述のように1995年に制定されているが、この法律の有効性や訴追機関として取るべき手段としての適切性の観点から、現行の組織犯罪法に改正がなされた<sup>(24)</sup>。

---

(19) Disponível em <<http://noticias.uol.com.br/politica/ultimas-noticias/2016/01/11/delacoes-e-ajuda-internacional-explicam-sucesso-da-lava-jato-diz-onu.htm>> Acesso em 23 jun. 2016.

(20) CAPÍTULO I , Art.2º, § 2º

(21) CAPÍTULO I , Art.2º, § 4º, I

(22) CAPÍTULO I , Art.2º, § 4º, II

(23) Voto de Ministro de STF Luiz Fux, Ação Penal 470, pp. 31-32, publicado no Dje em 22/4/2013.

(24) LEMOS JÚNIOR, Arthur Pinto de; OLIVEIRA, Beatriz Lopez de. *op cit.* p40.

## 2.2 司法取引：コラボラソン・プレミアダ

本法におけるコラボラソン・プレミアダは第 2 章において、通信傍受等の他の制度と共に、証拠収集のための捜査手段として規定されている。前述の組織犯罪一般に対して運用される制度であり、共犯者を訴追するための手段である<sup>(25)</sup>。前述の 2002 年付法令第 10409 号による薬物取締法には、デラソン・プレミアダの合意ができる旨が明記されていたが、これに代わって制定された 2006 年付法令第 11343 号では、デラソン・プレミアダの運用ができる旨の規定は無い。しかし、違法薬物捜査において司法取引を用いる事ができなくなったわけではなく、組織犯罪一般にその対象を拡大させた本法のコラボラソン・プレミアダ運用の射程距離に入ったとみなされている<sup>(26)</sup>。

ブラジルにおいては、司法取引は本法の制定以前より運用されていた制度であり、本法が創出的な法律というわけではない。しかし、本法の制定により、検察官と被疑者とその弁護人との間で、犯罪組織の存在を明らかにし、主犯と共犯者との識別や、犯罪組織構成員の身柄拘束、犯罪組織が違法行為の結果として得た利益の差押え・押収ができるようになったことがそれまでの立法になかった新たな点である<sup>(27)</sup>。

### 2.2.1 交渉の当事者

取引の交渉にあたる当事者は、一方は協力者たる被疑者・被告人とその弁護人、他方は検察官又はその委任を受けた警察署長 (*delegado de polícia*) である<sup>(28)</sup>。協力者側と交渉を行う者は基本的に検察官であるが、司法取引の利益に適うと判断された場合には、警察署長も取引の交渉に加わることがある。捜査の迅速性の観点から、警察署長に交渉を許すのが良い場面も度々出てく

(25) LEMOS JÚNIOR, Arthur Pinto de; OLIVEIRA, Beatriz Lopez de. *op cit.* p43.

(26) LEMOS JÚNIOR, Arthur Pinto de; OLIVEIRA, Beatriz Lopez de. *op cit.* p44.

(27) LEMOS JÚNIOR, Arthur Pinto de; OLIVEIRA, Beatriz Lopez de. *op cit.* p44.

(28) CAPÍTULO II , Art.4º, § 6º.

と思われるが、合意書の作成は検察官と共に行わなければならないため、警察署長が単独で交渉の合意を行えるわけではなく<sup>(29)</sup>、また司法取引の運用やその内容について検察官の決定を妨げることはできない<sup>(30)</sup>。警察署長によって提案された司法取引の合意書に検察官が同意しなかった時に、その理由が不合理なものであったならば、裁判官は調書を検事総長に送った後、別の検察官を指定するか、公訴の取下げを主張することができる。

裁判官は交渉の場には参加しない<sup>(31)</sup>。しかし、前述のように検察官には米国のように広い訴追裁量権がないため、協力者に対して与えられる刑の減輕・免除等の報酬の根拠は裁判官の量刑に関する裁量権である。そのため、交渉の当事者間のみで取引が完結するわけではなく、裁判官の承認がなければ合意は効果をなさない。本法の中でも、当事者間でまとまった合意の承認を拒否する権限を裁判官が有する旨は明記されている<sup>(32)</sup>。合意は要約の上、書面にまとめられるべきとされる<sup>(33)</sup>。合意が形成された後には、協力者の供述書と調書のコピーが付された合意書が裁判官に送られ、弁護人の立会の下で、合意が適法かつ任意に行われたかを協力者に聴取した後、合意が合法と認められれば承認され<sup>(34)</sup>、違法なものであると判断するか具体的事件に適さないものと判断された場合には承認を拒否することができる<sup>(35)</sup>。合意の承認にあたって裁判官が考慮すべき事項は、①合意が法律に適したものであるか、②強制や脅迫によるものではないか、③広範な防御権、弁護人の立会い、権利の告知等の憲法上の刑事訴訟原則への違反がないかの三つである<sup>(36)</sup>。

---

(29) LEMOS JÚNIOR, Arthur Pinto de; OLIVEIRA, Beatriz Lopez de. *op cit.* p48.

(30) LEMOS JÚNIOR, Arthur Pinto de; OLIVEIRA, Beatriz Lopez de. *op cit.* p48.

(31) CAPÍTULO II , Art.4º, § 6º.

(32) CAPÍTULO II , Art.4º, § 8º.

(33) CAPÍTULO II , Art.6º

(34) CAPÍTULO II , Art.4º, § 7º

(35) CAPÍTULO II , Art.4º, § 8º

(36) LEMOS JÚNIOR, Arthur Pinto de; OLIVEIRA, Beatriz Lopez de. *op cit.* p48

合意の承認がなされた後には、協力者は弁護士の立会の下で、検察や捜査に責任を有する警察署長によって聴聞を受けることとなる<sup>(37)</sup>。報酬によって刑が免除されたり、起訴がなされなかったりした場合においても同様に当事者又は司法当局の要請により聴聞を受けることとなる<sup>(38)</sup>。司法取引にかかる全ての手続において、弁護士の立会いは必須である<sup>(39)</sup>。

## 2.2.2 協力の内容とその報酬

協力者によって、犯罪捜査や訴訟に対して、有効かつ任意に協力が得られた場合には、裁判官は刑の免除、又は3分の2までの自由刑の減軽、あるいは権利制限刑への代替を協力者に対して行うことができる<sup>(40)</sup>。これにない報酬についても、提供された協力の重大性を考慮し、検察官と、検察官が表明する時は警察署長が、警察の捜査調書の中で、刑事訴訟法に反しない限り、法律に記述のない報酬についての承認を裁判官に要請することができる<sup>(41)</sup>。

協力の内容としては、①犯罪組織と、行った犯罪の共犯者・参加者の特定<sup>(42)</sup>、②犯罪組織の階層構造やその任務部門の暴露<sup>(43)</sup>、③犯罪組織の活動から生じる犯罪の予防<sup>(44)</sup>、④犯罪組織によって行われた犯罪の利益の全部又は一部の補償<sup>(45)</sup>、⑤被害者の拡大を防ぐこと<sup>(46)</sup>が規定される。犯罪組織に対する捜査

(37) CAPÍTULO II, Art.4º, § 9º

(38) CAPÍTULO II, Art.4º, § 11º

(39) CAPÍTULO II, Art.4º, § 15.

(40) CAPÍTULO II, Art. 4º. ブラジルにおける刑罰形態についての国内文献としては、森下忠「ブラジルの新刑法」判例時報 1242 号 29 頁以下 (1987) を参照。

(41) CAPÍTULO II, Art.4º, § 2º

(42) CAPÍTULO II, Art.4º, I

(43) CAPÍTULO II, Art.4º, II

(44) CAPÍTULO II, Art.4º, III

(45) CAPÍTULO II, Art.4º, IV

(46) CAPÍTULO II, Art.4º, V

への協力ばかりでなく、組織犯罪から生じる被害に対する考慮もなされている。協力的行為は、可能な場合は常に、電磁的記録や音声記録等、情報の信頼性が最大限得られる手段によって記録される<sup>(47)</sup>。

また、裁判官は、いかなる場合においても、最終的に協力者への利益を提供するにあたっては、協力者の人格と、犯罪事実についての性質や状況に加えて社会的反響・重大性、協力の有効性とを考慮すべきとされる<sup>(48)</sup>。

検察官には広範な訴追裁量権は認められていないため、検察官の権限において協力者に報酬を与えることができない点は既に述べたが、一定の場合には起訴の取下げを裁判所に要請することが認められている。裁判所の承認があれば、検察官の権限において起訴の取下げという裁判所が与えるものとは別の報酬を協力者に与えることができるわけである。司法取引の運用にあたっては、一定の要件のもとで、起訴の取下げができることが明記されている<sup>(49)</sup>。その要件とは、①協力者が犯罪組織の首謀者でない場合<sup>(50)</sup>、又は②協力者が公訴期間中最初に効果的な協力を行った場合である<sup>(51)</sup>。

司法取引は判決が下された後にも可能である。その場合に協力者に与えられる報酬は、半分までの自由刑の減軽又は矯正処遇の緩和である<sup>(52)</sup>。

### 2.2.3 報酬の確定

通常、協力者に与えられる報酬が確定するのは、判決時である。裁判官は自らが承認した合意によって得られた協力の内容を評価し、協力者にどのよ

---

(47) CAPÍTULO II , Art.4º, § 11.

(48) CAPÍTULO II , Art.4º, § 1º

(49) CAPÍTULO II , Art.4º, § 4º

(50) CAPÍTULO II , Art.4º, § 4º, I

(51) CAPÍTULO II , Art.4º, § 4º, II

(52) CAPÍTULO II , Art.4º, § 5º ブラジルにおける自由刑は、閉鎖処遇、反開放処遇、開放処遇のうちいずれかの形式で執行される。詳しくは、森下・前掲注（40）参照。

うな報酬を与えるべきか判断し、その結果を判決時に言い渡す<sup>(53)</sup>。取引の結果として被告人により有罪答弁が行われ、それが裁判官によって受理されれば、証拠調べの手続をスキップしてすぐに判決に移行する米国型司法取引とは異なる。ブラジルにおける司法取引は、あくまで証拠の収集手段に過ぎないのである。

#### 2.2.4 協力者の権利

協力者は、所属する組織や共犯者に裏切りの事実が知れば、彼等からの私的制裁が予想され、命の危険が生じる立場にある。ブラジルにおいては、刑務所収容後に仲間同士での私刑は頻繁に生じる。死亡に至るケースも決して稀ではない。これらを防ぐ措置を導入しなければ、協力者になり得る者が交渉の席につくことは考えにくい。そのため、証人保護の観点から、以下の権利が保障される。①特別法に記載の保護措置を受けること<sup>(54)</sup>、②名前、通称、肖像等の個人情報<sup>(55)</sup>の保護、③公判において他の共犯者と隔離して扱われること<sup>(56)</sup>、④他の被告人と視覚的に接触しないように審理に参加すること<sup>(57)</sup>、⑤事前に承認のない撮影、録画をするなどの手段によって身元を明かされないこと<sup>(58)</sup>、⑥施設内処遇によって刑罰が行われる場合、他の被告人又は受刑者と分けて収容されること<sup>(59)</sup>。

---

(53) CAPÍTULO II, Art.4º, § 11.

(54) CAPÍTULO II, Art.5º, I. 協力者は、被害者及び証人保護法（1999 年付法令第 9807 号）に記載の措置による保護を受けることができる。その内容は、未決勾留が行われる施設等において、他の収容者と隔離して収容されることの他、裁判官が協力者の身の安全のために必要と考える手段と規定される。lei nº.9.807/99, art.15.

(55) CAPÍTULO II, Art.5º, II

(56) CAPÍTULO II, Art.5º, III

(57) CAPÍTULO II, Art.5º, IV

(58) CAPÍTULO II, Art.5º, V

(59) CAPÍTULO II, Art.5º, VI

合意に至った後、協力者は黙秘権を放棄し、真実供述の約束に従って供述を行わなければならない<sup>(60)</sup>。司法取引にまつわる問題点のうち、最も大きな批判の一つは、無実の者の引き込みの可能性である。真実供述義務を課すことにより、虚偽の供述によって引き込みが誘発される危険性に対して一応の配慮を行っている。

### 2.2.5 合意の秘密

検察官から裁判官に当事者間合意を承認するよう請求するに際しては、協力者に関する情報と、その目的あるいは対象が同定できない情報のみが送られ、手続は秘密に行われる<sup>(61)</sup>。記録へのアクセスは、捜査の結果を守る観点から、進捗状況に関するものを除いては、適切な司法機関の面前で、裁判官、検察庁、警察署長にのみ許され、被告人の防御権行使の観点から得られる広範なアクセスの利益を代理する弁護人によってチェックされる<sup>(62)</sup>。その他の者の記録へのアクセスは制限される。たとえ犯罪組織の構成員や他の共犯者が、捜査の内容を知ろうとして合意内容を調べようと試みても、不可能というわけである。これら司法取引の合意に関する秘密性は、協力者に対する起訴が裁判所に受理されるまで保たれる<sup>(63)</sup>。

### 2.2.6 証拠の価値

協力者から得られた供述証拠のみを根拠として、有罪判決は行うことができず、犯罪の立証には補強証拠が必要となる<sup>(64)</sup>。そのため、捜査機関には、裏付け捜査が求められる。

---

(60) CAPÍTULO II , Art.4º, § 14.

(61) CAPÍTULO II , Art.7º

(62) CAPÍTULO II , Art.7º, § 2º

(63) CAPÍTULO II , Art.7º, § 3º

(64) CAPÍTULO II , Art.4º, § 16.

本法に基づく取引によって得られた証拠は、刑事訴訟のみならず、民事、行政、租税法等その他の手続においても有効である。

### 2.2.7 合意の撤回

協力者が自らに課された義務を履行しない場合、例えば、合理的な理由なく出廷しなかったり、提出しなければならない書類を提出しなかったりといった場合には、検察官は、裁判官と弁護人に通知の上、合意の破棄を表明することができる<sup>(65)</sup>。しかしその一方で、本法においては、協力者による合意の撤回については定められておらず、告訴に伴う協力の中止や、既に行った供述の否定を行うことができるのみである<sup>(66)</sup>。撤回について当事者間で平等に権限が付されていないことについては、仲間からの報復のおそれや、協力者又はその家族の保護等の観点から、不適當であるとの指摘がある<sup>(67)</sup>。

裁判官は取引内容について当事者間で合意に至らなかった場合、承認を行わないことになるが、その場合においても、その合意書の一部を承認することができる<sup>(68)</sup>。しかし、条項の一部を認める事はできても、新たに条項を追加することはできない<sup>(69)</sup>。

### 2.2.8 合意書

取引が暗黙の裡に行われ、違法に行われることのないように、また、協力者たる被告人が合意内容に反する行動をとらぬようにするため、合意内容は書面にまとめられる。

この司法取引の合意書には以下の内容を記載すべきである。①協力の内容

---

(65) LEMOS JÚNIOR, Arthur Pinto de; OLIVEIRA, Beatriz Lopez de. *op cit.* p49

(66) LEMOS JÚNIOR, Arthur Pinto de; OLIVEIRA, Beatriz Lopez de. *op cit.* p49

(67) LEMOS JÚNIOR, Arthur Pinto de; OLIVEIRA, Beatriz Lopez de. *op cit.* p49

(68) LEMOS JÚNIOR, Arthur Pinto de; OLIVEIRA, Beatriz Lopez de. *op cit.* p48

(69) LEMOS JÚNIOR, Arthur Pinto de; OLIVEIRA, Beatriz Lopez de. *op cit.* p48

とそれにより起こり得る結果<sup>(70)</sup>、②検察又は警察署長の提案する条件<sup>(71)</sup>、③協力者とその弁護人による受理の宣言<sup>(72)</sup>、④検察又は警察署長と、協力者とその弁護人による署名<sup>(73)</sup>、⑤協力者と、必要な時にはその家族の保護のための方策の明記<sup>(74)</sup>。

### 3. パウロ・ホベルト・コスタによる合意書

以上、2013年組織犯罪法に基づく司法取引の規定を概観したが、実際に行われた取引についてみるため、一連のラヴァ・ジャット作戦の捜査において、初めて協力者として情報の提供に応じた、石油公社ペトロブラスの元供給部部长であるパウロ・ホベルト・コスタと捜査側機関との間で成立した合意書面について、以下紹介する<sup>(75)</sup>。

合意書は、A4サイズで表紙を除いて17頁となっている。表紙は簡素なもので、司法取引合意書（Termos de Acordo da Colaboração Premiada）協力者であるパウロ・ホベルト・コスタ（Paulo Roberto da Costa）の名前と、ペトロブラス（PETROBRÁS）、ラヴァ・ジャット作戦（OPERAÇÃO LAVAJATO）とだけ記載されている。

まず本文最初の頁には、合意の当事者と、その対象となる事実が記載されている。当事者は連邦検察庁、仲介者として共和国地方検察官と、共和国検事総長に委任された検察官それにパウロ・ホベルト・コスタの名前がそれぞれ

---

(70) CAPÍTULO II, Art.6º, I

(71) CAPÍTULO II, Art.6º, II

(72) CAPÍTULO II, Art.6º, III

(73) CAPÍTULO II, Art.6º, IV

(74) CAPÍTULO II, Art.6º, V

(75) この合意書は、サンパウロ滞在中に現地警察署長にインタビューを行った際、ご厚意により、複製を頂いたものである。

れ記載されている。コスタについては、被疑事実と、係属中の裁判所の説明も事件番号の記載もある。欄外には、国籍、婚姻の有無、生年月日、両親の名、出生地、納税者番号、現住所と、クリチバの連邦警察内に収容されている旨等の人定情報の詳述がある。

その他には、弁護士会の立会いのもとで合意の形成が行われる旨、捜査を目的として新たな事実を明らかにする旨が記されており、以下 12 部に分かれた合意条項が記載されている。

### 3.1 法的根拠

合意書における法的根拠となる条文についての記載がある。これによれば、連邦憲法第 129 条 1 項<sup>(76)</sup>、被害者及び証人保護法第 13 ～ 15 条<sup>(77)</sup>、資金洗浄法第 1 条 § 5<sup>(78)</sup>、パレルモ条約第 26 条<sup>(79)</sup>、メリダ条約第 37 条<sup>(80)</sup>、2013 年組織犯罪法第 4 条～ 8 条<sup>(81)</sup>、さらには法律上の一般的な諸原則である。国内法のみならず、条約までも根拠条文として挙げられているが、これは 2013 年組織犯罪法が国際法に規定された犯罪も対象としていることから、これに従って適用すべき国際法を規定したと考えられる。

交渉を行うにあたって捜査側が考慮すべき公益についても明記されている。他の犯罪の訴追への有効性の観点、行政に対する犯罪、国家の金融システムに対する犯罪、資金洗浄罪に加え、犯罪組織によって行われた犯罪の周囲の捜査を拡大・精査する必要性の観点や、民事法、租税法、行政法領域における犯罪の影響の観点からも考慮がなされるべきとされる。また、国庫や

---

(76) artigo 129, inciso I, da Constituição Federal

(77) artigos 13 a 15 da Lei n. 9.807/99

(78) art. 1º, § 5º, da Lei 9.613/98

(79) art. 26 da Convenção de Palermo

(80) art. 37 da Convenção da Mérida

(81) artigos 4º a 8º da Lei 12.850/2013

公営企業、その他判明していない民間の企業から、不法に得た経済利益の補償を行うことについても重要な公益として評価がなされる。これらの公益を考慮した上で、検察庁は次項の提案を行う。

### 3.2 連邦検察の提案

合意書の第2部冒頭には、検察にとって交渉の相手方となる者と、捜査中の犯罪事実について特定を行っている。それによれば、ラヴァ・ジャット作戦において、汚職、資金洗浄、業務上横領等の行政に対する組織的な犯罪と、その捜査の妨害を行った件についてパウロ・ホベルト・コスタと、その妻、親族等併せて6名の者が捜査対象となっている。捜査は、コスタがペトロbras供給部の部長であった時に、組織的な犯罪の主導者として、契約において欺罔行為を繰り返し働き、様々な範囲と形式で、総額1000万リアルにも上る財産を不当に利得し、未だ判明していない多数の者に再配分したことに関連する。もし、記載の犯罪事実以外に余罪が判明したとしても、特定の条項がなければ、今回の取引とは無関係であり、余罪についての手続に関連しては報酬の適用はないと解される。

連邦検察が提案する被告人への報酬は、以下の通りである。これらの報酬を得るためには、検察庁の設定する条件を完全に満たすことが必要である上、協力の有効性が認められなければならない旨もまたここにおいて確認がなされている。

I. 本合意の対象である犯罪について、被告人に対して、以下の期間における未決勾留（*prisão cautelar*）の継続、刑罰の執行が行われることを求刑する。

a) 電子監視等手段を伴う一年間の施設禁固<sup>(82)</sup>（未決勾留又は刑罰として）

---

(82) 原文では *prisão domiciliar* となっており、直訳すれば自宅禁固となるが、その収容場所は必ずしも自宅に限らず、通常の刑務所とは異なる保護施設においてなされる場合もあるようなので、本稿では施設禁固とする。

b) (未決勾留又は刑罰としての) 施設禁固の期間を満了し、有罪の宣告を受けた刑の期間が残っていれば、自由刑の一部を、0～2年の期間において、半開放処遇によって執行する。期間は裁判官が協力の有効性を考慮した上で決定する。

c) 半開放処遇の期間を満了した後、残りの刑罰を開放処遇において執行する。

d) いかなる時でも、刑法第 33 条の規則に従い、合意の内容が履行されない場合や、その他法に規定される場合には、閉鎖処遇や半開放処遇に後退され、本条により提供された利益についてもその効力を失う。

II. 合意時において、協力者によってもたらされた被告人に関する新たな事実について、いかなる審級においても、捜査上は判明しなかったものに関しては、保管処分 (arquivament) に付す。

III. 判決により 20 年の刑罰が宣告された場合は直ちに、10 年間の猶予期間が与えられたうえ、訴訟を中止する。但し、協力者にとってそれが不利益となる場合は、判決によって変更されない。

IV. 検察は、協力の有効性とは異なる独自の判断により、捜査と公判前又は公判におけるその他の手続の中止を要請することができる。

V. 受益者に原因のある合意の破棄又は違反が生じれば、猶予されていた刑事訴訟を再び開始し、捜査を尽くして新たに訴訟を提起する。

VI. 検察庁は、合意の対象である犯罪活動に参加した上記の協力者の親族に対して、派生的・個別的な司法取引の提案を行う。それぞれの派生的合意は、主たる合意が最終的に破棄されるか、承認されないか、無効となる場合、検察庁がそれぞれの受益者がその利益の一部又は全部を独立して保証するに十分であると判断された場合を除いて、主たる合意の結果に従う。

VII. 派生的取引において、合意中に指示される犯罪活動によって生じた利益又はそれと同等の価値の賠償を含む要求を履行した場合には、検察庁は次の報酬を与えるよう要請する。

- a) 新たな訴追にかかる刑の執行を開放処遇に固定するように求刑を行う。
- b) 自由刑の執行を権利制限刑に代替するよう求刑を行う。
- c) 検察庁は、主たる取引又は付随的取引の協力の有効性により、自らの評価に従って、捜査やその他の公判前若しくは公判中の手続の中断を要請できる。
- d) 主たる取引又は付随的取引の合意が破棄されずに10年経過した場合、執行猶予の期間を短縮する。
- e) 検察庁は、コスタの親族によってなされ得る派生合意への違反を、主たる合意への違反とはみなさない。
- f) 上記の他の証人や協力者によって支払われる金額を算定した、法定の最小金額での罰金刑の求刑。

検察庁は、被告人に不利益な刑事訴訟上の判断がなされるまで、保護施設内におけるGPSによる電子監視付きの施設禁固を請求できる。また、この施設禁固の期間が終了した後、検察庁は、半開放処遇になり得る刑の執行形式を、2年まで、開放処遇によって行うように請求できる。

半開放処遇期間の満了による、合意によって生じた利益についての評価は、2年までの期間内に検察官と弁護人の立会いのもと、裁判官によってなされる。また、この評価は、捜査や、刑事訴訟における事実のみならず、民事訴訟上の事実や、ブラジル国内外に与えた影響についても考慮がなされる。

検察庁は、全ての協力者が、持ちうる全ての情報について供述し、また被疑事実と知り得る以下全ての犯罪やその主体について有効な証拠をもたらせば、一般留置場での身体拘束を、電子監視付きの保護施設における身体拘束に変更するよう求める。

- a) ペトロブラスに関するもの
- b) その行為又は契約が、直接又は間接的に公共行政に関わるもの

- c) 何らかの形で直接又は間接的に公共行政と関係する自然人又は法人
- d) 全部又は一部が公共の財産に関わるもの

協力者がこれら協力の対象になっている犯罪について、新たな事実や証拠をもたらさないからと言って合意の破棄を行ったものとみなされることは無いが、その期間については、通常の形式で身体拘束がなされる。この通常の形式での未決勾留の期間は、合意の日を算入して15日を下回ってはならず、合意に署名した日を算入して30日を上回ってはならない。

協力者は、提案された利益によっては、行政上、租税上の義務又は処罰を免れない。利益の提供はあくまでも刑事上の罰則に関するものである。

被疑者が、安全保障の手段を請求する場合、連邦警察、連邦検察庁又は連邦裁判所は、被害者及び証人保護法に記載の連邦による特別保護プログラムを含む必要な措置を選択する。

協力者のパスポートについては、施設禁固の期間が終了するまで、特に没収等の措置を行わないが、国外への渡航については、刑が消滅するまでは法的な承認が必要である。また、この期間中は、居住地の変更は原則的に行うことはできず、管轄裁判所による許可を得た場合にのみ例外的に行うことができる。

### 3.3 提案の条件

前項に規定された利益の提供については、様々な条件が付されている。協力者はこれらの条件を全て満たさなければ利益を享受することはできない。以下、合意書に記載の条件を記す。

#### 3.3.1 銀行口座に関わる権利の放棄

共同体の利益のため、協力者は、カナダロイヤル銀行の家族名義の口座に預金する約280万ドル、本人と、家族名義のスイスの口座に預金する約2300

万ドル等、海外のものを含む銀行口座に関する全ての利益を放棄する。直接又は間接的に管理下にあるオフショアを利用して組織的犯罪によって得た利益も、合意に署名後、直ちに本国に引き上げる。

### 3.3.2 金融情報へのアクセスの許可

協力者は、検察庁その他の機関に対して、登記書類、利用明細、クレジットカードの利用情報等、オフショアや家族等の名義貸与人など本人の名義ではないものに至るまで、検察庁が指示する全ての金融活動の情報へのアクセスを許可する。

### 3.3.3 民事上の賠償金の支払い義務

協力者は、行政に対する罪だけでなく、犯罪活動により生じた利益の洗浄等、種々の犯罪により生じた民事上の賠償責任を有する金銭の支払いを約束する。この約束は取り消し不能かつ変更不能な形式で行われる。その額は500万リアルで、連邦裁判所第13号刑事法廷において、合意に署名した日を算入する2か月の期間内に行われる。金銭のみならず、犯罪活動によって生じた利益の譲渡に関しても同様に約束を行う。この賠償にあたっては、裁判所により凍結された資産を利用することができる。

### 3.3.4 保証金

公判廷への出廷を担保するため、被告人は不動産を担保とした保証金を提供する。その総額は500万リアルであり、直ちに連邦裁判所第13号刑事法廷に差し押さえられる。

協力者は、60日以内に、保証に供する不動産を指定しなければならないが、これは銀行保証に代替できる。保証金の支払いとは別に、損害賠償の支払い等により十分に利益が確保されるまでは、保証金のための差押え、資産の凍結等は解除されない。

### 3.3.5 手続の中断

被告人とその弁護人は、関係する全ての刑事手続の中断、訴訟行為の延期に合意する。この期間については、検察庁が必要と認めた場合を除いて、刑の執行期間に算入しない。これは検察庁が協力の生産性を評価するために、手続の中断やその他適切と思われる手段が必要であると判断する場合の措置である。

### 3.3.6 防御手段の放棄

弁護人は、48時間以内に人身保護礼状の請求を取下げ、管轄等を理由とする無効の主張等の防御手段を放棄する。

### 3.3.7 協力の任意性

被疑者の協力は任意に行われなければならない。その意図するところは、協力者の知り得る、ラヴァ・ジャット作戦の捜査下にある組織犯罪への全ての関与者、それらの者が行った全ての犯罪の解明のため、犯罪組織の階層構造や、部門毎の役割の内容の解明のため、国内外において、犯罪組織がその活動によって得た不法利益の一部又は全部の賠償のために、連邦検察庁によって提案された合意が最大限の利益を上げることとされている。

### 3.3.8 真実供述義務

被告人は、偽計や心裡留保をすることなく、直ちに、合意に関連のある犯罪の概要を明かすことを義務付けられ、それに資する又は資する可能性のある全ての情報、証拠を供する。

### 3.3.9 協力者のその他の義務

合意が利益をもたらすために、協力者は偽計や心裡留保を行うことなしに、

直ちに以下を行うよう義務付けられる。

a) 今後、本合意の制限内で、証人として証言するために召喚される警察捜査、民事上の調査、行政手続や税務上の調査を含む全ての捜査において、約束のもと無条件で、真実の供述を行う。

b) 本合意の制限内で、そのような証人の特定に必要な情報に資する捜査上の事実に関する供述を為し得る人物を告げる。

c) 証拠や書類の調査、人物確認、供述の提供、鑑定における専門的援助のため、要請される時はいつでも、連邦検察庁、連邦警察、連邦国税庁に出頭する。

d) 書類、写真、銀行情報、電子記録等、第三者の管理下にあり、自身の権限において開示できるもので、犯罪解明に資するものについては提供する。

e) 連邦検察庁、その他汚職犯罪、業務上横領罪、資金洗浄、脱税等、類似の犯罪を調査するため指定される公共機関への協力。

f) その他協力者に義務付けられた事実、事件の解決のため、検察庁やその他指定の公共機関に対する広い協力。

g) いかなる手段によっても、ブラジル国内外におけるあらゆる警察捜査、刑事訴訟について、法的承認がある場合や、連邦検察庁や連邦裁判官による合意の不履行があった場合を除いて、協力合意書に従わないことは許されない。

h) 犯罪活動から距離を置き、いかなる形式によっても捜査中の犯罪組織の活動に関与しないこと。

i) 犯罪組織の構成員と何らかの接触を行った場合は、直ちに連邦検察庁に連絡すること。

j) 刑事訴訟において算定された罰金を支払うこと。

被告人の協力のために要求された特定の場合の列挙は、網羅的なものではなく、上記の形式において、合意の対象となるあらゆる事実の解明のために、

連邦検察と指定の公共機関に対して、一般的な協力がなされるべきものされている。

### 3.4 証拠の価値

コラボラソン・プレミアダによって得られた証拠は、犯罪に関する行政訴訟、民事訴訟等に用いられる。刑事訴訟上の証拠としてのみ効力を有するものではなく、広くその他の分野における捜査や公判において証拠として有効に扱われる<sup>(83)</sup>。

### 3.5 自己負罪拒否特権、黙秘権、権利の放棄

協力者が取引の合意書に署名するには、弁護士の立会いと、協力者が自身の自己負罪拒否特権、黙秘権について承知していることが必要である。2013年付法令 12850 号組織犯罪法第4条 § 14 に基づき、協力者は、真実供述の約束に従い、黙秘権を行使することを放棄する。加えて、合意の対象である事実に関連して下された有罪判決に対して抗告を行う権利を放棄する。

### 3.6 専門的防御の不可欠性

その他の条項にも記載されていることであるが単独の条項に改めて、司法取引の交渉、承認については弁護士による立ち合いは必須である旨が記されている。合意は、被疑者であるコスタとその弁護人によって、例外なくその全ての条件が受け入れられた場合にのみ有効となる。2013年組織犯罪法における合意に関わる全ての行為は、弁護人の助力を受けた協力者によってなされるべきである。

---

(83) ここではコラボラソン・プレミアダを規定した 2013 年組織犯罪法に基づき、このような条項が設定されたと思われるが、これに対して、デラソン・プレミアダを規定する条文では、刑事訴訟上の証拠としてのみ取り扱われることとなっている。  
MARTUCCI, Mariana Volpi; COIMBRA, Mário. *op cit.* p8.

### 3.7 秘密条項

2013年組織犯罪法7条§3において、当事者は合意が調書と共に送致されるまで、上記の提案についての秘密の保護を約束する。

被告人は、さらに、合意についての運用責任がある検察庁や裁判所、連邦警察以外の機関に対して、合意に関連のあらゆる捜査（銀行や、税務署によるものも含む）の存在と内容についての秘密を守ることを約束する。しかし、合意について責任を有する機関が秘密を公開することが捜査の有効性を害しないと判断する場合はこの限りではない。

### 3.8 共和国検事総長による承認

協力につき、連邦最高裁判所と、連邦上級裁判所との間で管轄権の競合が起こった場合は、各裁判所と連携して適切な手段を取る共和国検事総長の承認に従う。他の機関において管轄権につき競合が起こった場合は、署名した者が他の検察官に同意を求める。

### 3.9 合意の承認

当事者間の合意が有効となるためには、裁判所による承認が必要となる。承認のために合意に関連の事実の評価を行うのは、クリチバ連邦地方裁判所第13号刑事法廷の担当裁判官と、その他の管轄裁判所である。各裁判所における協力者の供述書と合意の日までに存在した捜査書類の複製を用いて評価がなされ、それに基づき承認が行われる。

### 3.10 合意の破棄

以下の場合に、合意は効力を失い、破棄に至ったとみなされる。

- a) 協力者が、正当な理由なくして履行を義務付けられた条項を一つでも履

行しない場合

b) 協力者が、協力義務があるにも関わらず、調査中の事実に関して、隠蔽や偽計を行う場合

c) 協力者が、知り得る情報の提供を拒否した場合

d) 協力者が、権限を有するか、又は関係を有するか影響下にある機関に所属する人物の保護下にある書類又は証拠の引渡を拒否した場合

e) 協力者が、自らの有する又は自らが自由に処分できる証拠を隠蔽したり、変造したり、破壊したと証明された場合

f) 協力者が、協定の承認後、何らかの他の犯罪を行った場合

g) 協力者が、逃亡するか、又は裁判官が行う刑事手続から逃れようとした場合

h) 連邦検察が、自らの利益又は合意によって生じる法的利益に従って、訴訟を追行しない場合

i) 協力者側の当事者又は連邦検察によって、合意に関する秘密が漏えいした場合

j) 協力者が、賠償金の支払いを行わない場合

k) 可能であるにも関わらず、2013 年付法令第 12850 号に規定の権利が協力者に対して保障されない場合

l) 被告人が、直接又は間接的に、合意又は合意中に調整された制限内で行われた判決に不服を申立てる場合

合意が破棄された場合、協力者は自動的に連邦検察に協力を行うことで得ることのできた報酬を受ける権利を失う。なお、既に与えられた報酬、生じた証拠については合意の破棄後もその有効性は失われない。

協力者が、司法への協力に乗じて、無実の者に罪を負わせるか、又は、犯罪組織の構成員について真実でないとする情報を提供すれば、1 年以上 4 年以下の自由刑又は罰金に処せられる。

### 3.11 持続時間

前記の合意は、破棄がなされず、合意により判明した事実に関する有罪判決が下されるまで有効である。

### 3.12 受理の宣言

協力者とその弁護人は、自由かつ任意な意思において、合意の主導が、司法への協力を行う目的で指定された弁護人によって、検察に伺いを立てた被告人にあること、同意により前期司法取引の当事者を形成し、三つの綴りにおいて、同じ形式であることを確認の上、前記の合意の受理を宣言する。

以上の条項の記載の後、署名した日付（2014年8月27日）、場所（クリチバ）、連邦検察庁検察官、共和国検察官、共和国地方検察官、弁護人、協力者による署名がなされている。

なお確認の意味で、最終頁以外にも、各頁の余白部分には当事者によって署名がなされている。

（未完）